

八代市立龍峯小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

八代市立龍峯小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のように基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

I 本校のいじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければなりません。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

2 龍峯小学校の基本方針の内容

龍峯小学校の基本方針は、八代市いじめ防止基本方針を基盤とし、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等の取組を定めるものです。また、児童の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、龍峯小学校においていじめ防止等が体系的かつ計画的に行われるよう講ずべき対策の内容を記載します。

3 いじめの定義（定義）法第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家等の参加を得ることなどにより、「龍峯小学校いじめ対策組織」を設置します。また「龍峯小学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う「情報集約担当者（田中貴和子）」を置きます。

《「龍峯小いじめ対策組織」の基本的な役割》

(1) 未然防止

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。

(2) 早期発見・事案対処

ア いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となります。

イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行います。

ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。

エ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

(3) 龍峯小学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア 龍峯小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。

イ 龍峯小学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施します。

ウ 龍峯小学校いじめ防止基本方針が龍峯小学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、龍峯小学校いじめ防止基本方針の見直しを行います。（PDCAサイクルの実行を含みます）

5 龍峯小学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

ア いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、龍峯小学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「い

じめに負けない」集団をつくります。また、いじめの未然防止の基本として、児童が、コミュニケーション能力を育み、規範意識を身に付け、主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。そのためにも、教職員は児童と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていきます。

イ 児童のスマートフォン等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底します。

ウ 龍峯小学校は児童に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。加えて、集団の一員として自覚し、自信をもって行動できることでストレスを乗り越え児童相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくります。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育を実践します。

エ 教職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

オ 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」「人権子ども集会・フェスティバルinやつしろ」の開催等、児童を主体とした活動を通して、児童によるいじめの未然防止の取組の活性化を図ります。

カ 児童に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童の発達段階に応じて指導します。

キ いじめの被害者及び加害者となった児童の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童が人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するため、教育上必要な視点です。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気醸成する一方で、被害児童及び加害児童の人権について、児童と教職員が一緒に考えるといった機会を、児童の発達段階に応じて設けます。

(2) いじめの早期発見

ア 教職員はわずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点をもって、早い段階からの的確に関わり、児童がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応し、いじめの早期かつ的確な発見と認知に努めます。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童の示す変化や危険信号を見逃さないために活用します。併せて定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組みます。

イ スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証します。

ウ アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものです。このことを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速かつ丁寧に対応することを徹底します。

エ 児童が互いにいじめを早期に発見していくため、具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動、朝や帰りの会等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童に考えさせる機会をもちます。

(3) いじめに対する措置

ア 法第23条第1項により、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えます。

イ 各教職員は学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。

ウ 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通します。

エ いじめた児童に対しては、当該児童の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導します。

オ 市が別途定めている「八代市学校支援委員会設置要領」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておくものとします。

カ 学校は重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大時のSNS啓発資料」を活用します。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会等の機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとします。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ア いじめに係る行為が止んでいること
- イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告、調査、対処 ※図2参照

ア 重大事態の意味

(重大事態) 法第28条より※抜粋

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態となるいじめを受ける児童の状況に着目し、以下のことについて対応します。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合

(ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合があります。)

- 児童や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態調査の目的

重大事態調査は、対象児童の尊厳を保持するため、いじめにより重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童や関係児童に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策を講じます。

なお、重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではありません。

ウ 重大事態に対する平時からの備え

龍峯小学校における平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針についても理解し、重大事態とは何か、どう対応すべきか認識します。

また、学校いじめ対策組織が、個別のいじめに対する対処において実効的な役割を果たせるよう、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものなど、学校外の関係者とも連携体制を構築します。

エ 重大事態の報告及び調査主体

【調査主体が龍峯小学校の場合】

龍峯小学校が組織する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保します。

- a 事案の大まかな事実関係の把握のため、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施します。
- b 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加えます。
- c いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行います。
- d 在籍児童や教職員等からアンケート調査やヒアリング調査を行う等の適切な調査方法を採用します。なお、アンケート調査やヒアリング調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行います。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行います。
- f 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行います。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図ります。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・

教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指しています。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、重大事態調査を行う前には、対象児童・保護者に対して、調査の目的や調査方法、見通し等について説明し、共通理解を図ります。

(ア) いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、当該児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問し調査や聴き取り調査等を行います。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応します。

(イ) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手します。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等があります。

なお、児童が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

(ウ) いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める場合

対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときなど、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合や、学校のみで対応するか判断に迷う場合は、法第23条第6項に基づき直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

また、その際に学校が警察に相談・通報を行った事案については、学校と八代市教育委員会で共有します。

(エ) 第三者を加えた調査組織の構成を検討する場合

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等については、調査組織の中立性・公平性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討します。具体的には、第三者となるもの

を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門家を加えます。

カ 重大事態の判断

重大事態の判断は、八代市教育委員会又は龍峯小学校が行います。八代市教育委員会又は龍峯小学校は、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに、疑いを抱いた段階から対応を開始します。

児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

なお、児童や保護者からの申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、児童の保護や二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐため、児童の心のケアや必要な支援を速やかに行います。

キ 調査報告書の作成

「重大事態調査報告書」の作成に当たっては、事実経過に加え、市教育委員会及び学校が作成する場合であっても、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげます。

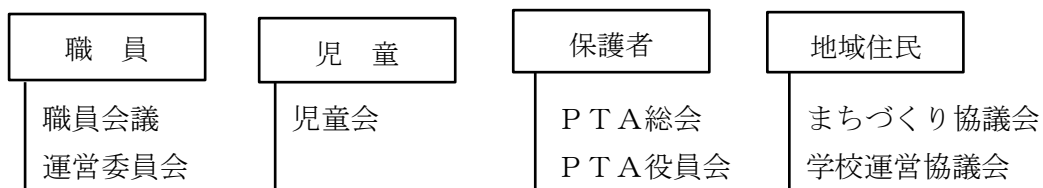
ク その他留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となります。その事態に関わりをもつ児童が傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもあります。そうした状況では、学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

また、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を行います。

【龍峯小学校におけるいじめの防止等のための取組】

1 いじめ防止等の対策のための組織



【龍峯小学校いじめ対策プロジェクトチーム】

- ①本校のいじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正などを行う。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有の役割を担う。
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの除去の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

構成員

〈企画、立案、アンケート結果の検証、いじめ問題への対応等〉

校長、教頭、教務主任、情報集約担当、生徒指導主任、養護教諭、学校運営協議会委員

いじめが起きた場合の対応チーム編成

校内対応チーム

・ 校長、教頭、教務主任、情報集約担当、生徒指導主任、養護教諭 当該学級担任

拡大対応チーム

・ 校内チームに外部の専門家等を加えたチーム
主任児童委員、駐在所巡査、P T A 会長等

2 いじめ問題対応の流れ

